

— 書 評 —

A. R. プレスト「財政の理論と実際」

A. R. Prest, *Public Finance in Theory and Practice*
(London: Weidenfeld and Nicolson, 1960. Pp. xii+408.)

早 見 弘

I

この書物の著者 A. R. Prest 博士は、Cambridge 大学 Christ's College の経済学講師であり、三冊の著書をはじめ *Economic Journal* 誌に論文あるいは書評の筆をとり、しばしばわれわれの目にとまる人である。ここに手にした 400 頁の近作「財政の理論と実際」は、財政学および財政問題の特殊研究というよりは、むしろ教科書とみることができるであろう。しかしこの書物は教科書という平凡な、新鮮味のない語感をまったく感じさせない。教科書といわれる書物にたいして、普通われわれはその書物で展開される学問の体系および方法の整理と、現在までの理論水準を包括した内容を期待している。

本書はこの期待をあますところなく満たしている。私がとくに啓蒙されたのは現在のイギリスあるいは世界の財政学界の問題と体系とその方法が、この書物によって代表されているように思えたからである。近年われわれは財政理論にたいする貢献として、マスグレイヴの「財政理論—公共経済の研究」を手にすることができた。⁽¹⁾ただマスグレイヴの労作は理論分析に限られ、現実の財政構造の分析あるいは具体的な租税政策への適用という分野は、まったく取り扱われていない。これに対してプレストの「財政の理論と実際」は、現状分析あるいは現実の租税問題に、理論の応用が強く意図されていることでは、マスグレイヴの書物にみられない内容をもっている。予算の分割理論、⁽²⁾予算決定の投票方

(1) R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy* (New York: McGraw-Hill, 1959).

(2) 拙稿、「政府予算決定論覚書—R. A. マスグレイヴの所説について—」商学討究 11巻1号(昭和35年8月) pp. 67—92.

井手文雄、「現代の予算・財政論における問題点—マスグレイヴの説を中心として—」井藤博士記念論文集 財政学の基本問題(昭和35年10月) pp.145~166.

式、一般均衡理論による租税帰着の分析などでは、マスグレイヴの独創性とその深さには劣るとしても、イギリスの伝統的財政学体系のなかで問題を整理し、現実への関心を示している点では、プレストのこの書物はわれわれにとって極めて教えられるところが多い。

著者プレストは、財政学の問題と体系とを第1章一般的序説のなかで、イギリスにおける財政学説史の簡潔な展開から探り出している。A. Smith—D. Ricardo—J. S. Millの古典派経済学者は、財政のテーマを政府の収入と支出および公債に求め、Marshall—Edgeworthによる部分的精緻化をへて、Bastable—Daltonの著作にいたって、収入と支出と公債の均衡のとれた取り扱いをみることができるようになった。さらに最近における財政学主題の新分野としてPigouの*A Study in Public Finance* 第3版(1947)第3部「財政と雇用」の13章は、Keynesの影響によって、特定の租税および経費操作が経済の活動水準に与える影響を分析しており、現在においていわゆるフィスカル・ポリシーの理論を財政学体系の一部としなければ完全とはいえないことになった。しかし財政の巨視的分析はあくまで財政問題の一部であって、イギリス財政理論において伝統的な問題であり、またその方法であったところの、個々の租税および経費支出が、諸資源の配分とその供給に与える相対的效果の分析は抛棄されたわけではない。伝統的分析はむしろイギリスにおける具体的な租税問題を審議したRoyal Commission on the Taxation of Profits and Income (1951—55)の報告書に生かされている。

このような叙述から財政学の主題は、個々の租税および経費の相対的效果の分析、財政収支の国民所得水準に与える効果の分析、および財政収支の側面からみた公債管理の問題に集約される。政府企業および政府の財政機構は関連ある範囲で取り扱われている。以上の諸問題が本書で取扱われるテーマであるが、これらの問題の編成について著者の抱いている方針は、純粹理論だけを対象とすることなく、理論分析で得られた成果を現実の租税政策に照らして、批判的な検討を加えようとしていることである。そしてその結果は個人所得税・資本利得課税・法人税・間接税および地方財政などについて、見事な現状分析とその批判となっている。ただ理論分析はどのような国家の財政収支にも無条件に適

用できるものではない。したがって理論と政策のあいだに現実の記述的説明が必要であり、この記述はイギリスの経費構造・租税構造を対象として、政策論に引き継がれている。著者は以上の財政学の主題と体系が「財政学の伝統的分野を包含しているだけでなく、さらに合理的な論理的体系であると考えてよからうと思う」(p.18)と主張している。

プレストの以上のような意図と方針を、本書の章別について示すと、以下のようになっている。

1. 一般的序説 (pp.13—8)
- 第Ⅰ部 理論分析 (Analysis) (pp.21—152)
 2. 序章
 3. 現存諸資源の配分
 4. 諸資源の供給
 5. 国民所得の修正
 6. 公平
 7. 財務行政の効率
- 第Ⅱ部 現状分析 (Description) (pp.155—237)
 8. 中央政府
 9. 地方自治体
 10. 国民保険基金
 11. 政府予算の統合と財政規模 (The Government as a Whole)
 12. 国債, 付録
 - (1) アメリカ合衆国の財政
 - (2) カナダの財政
- 第Ⅲ部 租税政策 (Policy) (pp.241—404)
 13. 序章
 14. 個人所得税, 付録 純資産課税と遺産税
 15. 資本利得課税
 16. 法人税 (1) 減価償却控除と棚卸資産控除
 17. 法人税 (2) 利潤税
 18. 海外所得の二重課税
 19. 間接税の構造
 20. 地方自治体の財政

各部の末尾に一括して参考文献が掲載され、イギリスにおける大学の標準的なリーディング・テキストを知ることができる。

さてイギリスにおける財政理論の特色となっている方法はどのようなものをさすのであろうか。これがこの稿で探ってゆきたいと思っていることである。ただ財政理論の方法として私が検討したいと思っているのは、方法論に限定したものではない。プレストの問題と体系に沿って、そのなかで分析の手法となっているもの、それが方法ということの意味であると理解している。もとより方法だけでは、内容が理解しえないわけであり、内容に即して理論の特色を把握

したいと思う。ただプレストの体系を理解するにあたって、私が第Ⅰ部の理論分析だけをここで検討しようとしていることを許していただきたい。著者の意図からすれば、現状分析および政策を貫く理論の現実問題への適用を理解しえて、はじめてその意味を評価しうるのであろう。私が理論分析に限定する理由は、イギリスの財政構造および租税政策を理解するには、いまだ十分な知識を持ち合せていないこと、また私の目下の関心が理論分析で説かれているような租税と経費の資源配分効果および国民所得の修正効果の理解と吸収にあること、この二つの理由によっている。これとあわせて紙幅と時間の制限で紹介が全部にわたらなかつたことをあらかじめお断りしておきたい。

Ⅱ

財政の理論分析はどのような問題をもっているのだろうか。プレストは第Ⅰ部の序章で、理論の問題を紹介するとともに、その前半では理論分析に先立って政府勘定をめぐる様々な取引を区別し、後半では分析の方法と、租税と経費が国民経済に与える効果の判断基準をのべている。まず理論分析の問題とは、「政府のさまざまな種類からなる収入と支出を、新らしくとり入れたり変更することによって生ずる狭い効果、広い効果、短期効果と長期効果を知ることである」(p.21)。この限定の意味は、これからの展開で示そうとする問題となるが、ドイツの正統派財政学と異なって財政収支の経済効果を経済理論の用具を使って、決定し比較しようとすることにある。だがいまの段階でこの分析の性格をのべることはまだ早い。先へゆこう。

著者はつぎに政府機構の年々の諸勘定を、財政を通ずる貨幣および財貨流通の観点からみて、双務的流通 (bilateral flow) と一方的流通 (unilateral flow) とに分ける。この区別は代償関係の有無によるもので、前者には政府による民間からの財貨・用役の購入、後者には移転的支払いである政府の利子支払い・民間からの租税の支払いが含まれる。この区別は政府の経常取引・資本取引の区別と抵触するものでないし、貨幣取引・実物取引の区別をも否定するものではない。ただ後者の二つの取引が双務的流通に含まれる部分は少ないとみている。もう一つの区別に任意収支と義務収支とがあるが、これは政府勘定に受け払い

されるときは法的強制力の有無による区別である。プレストがこのような区別を最初にもちだした意図は恐らく租税と移転的経費とが符号を異にしたたんなる貨幣所得の移転であること、そして租税には法的強制力のある人頭税、所得税その他の直接税、また経費については公債費などの義務費があるのに対して、物品税などの間接税は強制力をもって徴収できるものでないことを示すにあったのであろう。いずれの区別にしても、あとの諸章にとっては重要ではないようにみえる。

序章で示されている定義で、あとのために指摘おくべきものは、直接税と間接税の定義であろう。直接税と間接税の定義は、J. S. Mill によって税の転嫁を予想するかどうかの観点から、転嫁を予想せず担税者が納税者と一致する租税を直接税、他の人に転嫁することを予想して取り立てる租税を間接税と定義された⁽³⁾。この定義は特定の社会構成員が、租税の衝撃にたいしてどのように反応するか、すなわち転嫁させようとするかどうかについて、あますところのない行動様式が知られていることを前提としなければならないだろう。結局のところこれを知るのは困難であり、また全額転嫁するのではなく、部分転嫁が行なわれたとき、転輾現象が不確定となることは止むをえない。このように著者は批判したのち、現在では直接税・間接税の区別は、以上のように税の賦課が転嫁するかどうかで区別するのではなく、税の賦課規準が所得の受取り (receipts of income) にもとづくものを直接税とし、一方、支出 (outlay) にもとづくものを間接税としている。おのおのに属する税目をあげると、前者には所得税、利潤税および資本利得税が含まれ、後者には関税、消費税および印紙税が入る。だが、この直接税と間接税の区別も、すべての税目を包括するものではない。たとえば資本ストック(ストックの変化に関連した租税を除く)にかかる租税および所得から貯蓄を控除した部分を課税標準とする支出税 (expenditure tax) などは、いずれのグループに含めるかを確定できない。いっそう当をえた批判は、経済内部の資金の流れが、所得か支出か一方に決定しえないものがあるという点である。たとえば企業の経費がそれである。このためにもし所得と支出を規準とするならば、ある人の所得にかかる租税が、別なある人の支出に

(3) J. S. ミル 戸田正雄訳, 経済学原理 第五分冊 (昭和15年), p. 51.

かかる租税でもあるような対応関係と同時性をもったものでなければならない。この流通面での所得と支出の対応が成立するのは、家計に限られている。この場合賃銀所得にかかる租税は疑いもなく所得であり、ビールの消費にかかる租税は間接税にほかならない。直接税と間接税をこのように家計のみに限定するのは、所得税と支出の対応を生かそうとするものであるが、この定義では企業の所得と経費の流れにかかる租税は分類されずにのこされたままである。

慣習的にしばしばいわれている直接税と間接税の区別は、必ずしも明確な論理的基礎をもっているわけではない。だがこの区別を抹殺してしまうと分析には不便である。慣習的用法の論理的基礎をあえて不問として、賃銀、利潤、地代および資本にかかる租税を直接税とし、商品に賦課される租税を間接税として用いることにしよう (pp.15—6)。

序章の後半は種々の政府収入および政府経費の相対的效果を判定する規準の整理をのべている。ここでいう規準は、のちにでてくる「理想的産出高」とは別な意味での規準と思われる。むしろ理論分析の視角あるいは理論分析の諸問題の意味にとれる。すなわち財政収支の (1) 資源配分効果 (2) 資源供給効果 (3) 所得修正効果 (4) 所得分配効果 (5) 財務行政効率 この五点を規準といっているからである。そしてこの五つの規準に対して、租税と経費の case by case に配列された一組づつの効果を判定しようとしている。この五つは第 I 部理論分析の各章を構成している。ここで注意しておきたいのは、資源配分効果と資源供給効果とを分離したことである。配分効果を分析しているときには、資源供給は一定であり、供給の弾力性がゼロとされている。この点は以下でものべるが、「超過負担の回避問題」についての一連の論争を整理し、労働供給・貯蓄供給を一定として、直接税と間接税の厚生効果の条件を明確にしている。このように五つの規準から、どの租税がそれぞれの効果を最も能率的に果たすかという分析が、以下の手法となるわけである。この種類の手法は厚生経済学の財政分野への応用として比較的最近の研究テーマである。たとえば前にふれたマスグレイヴの著作がそうであるし、⁽⁴⁾ボーモルの先駆的な業績もこの種類に入

(4) W. Baumol, *Welfare Economics and the Theory of the State* (London : Longmans Green, 1952).

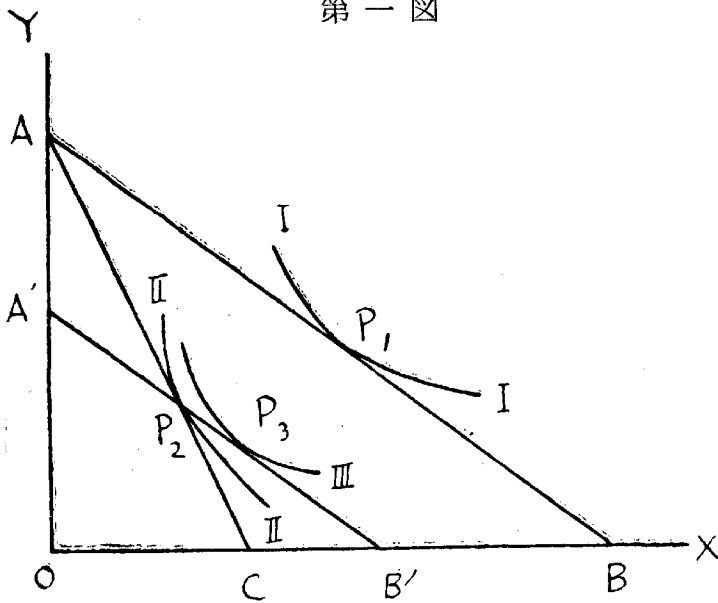
るであろう。ところでプレストは、これから示そうとする規範的な財政の経済分析が、伝統的な租税転嫁論とどのような関連があるだろうかと自問している。伝統的な転嫁論における税の転嫁・帰着分析は、転嫁と帰着に必ずしも一致した定義をもたせているわけではないが、多くは租税が価格に与える影響を取り扱い、前転・後転の諸条件を明細に規定しようとしていた。財および用役の価格に対する転嫁分析は、言葉をかえると実質所得の分配に与える租税の効果を取扱っていたことになる。しかし転嫁・帰着の意味の不一致は、あるときは広義にあるときは短期的な分析のみに終っており、転嫁論のもつ問題領域は十分に整理されていたわけではない。価格に与える効果によって財と用役の需要・供給の変化を分析しようとする転嫁論と、本書で取り扱ってゆく規範的な租税の効果分析はどのような相異をみせるか、それがプレストの伝統的転嫁論の再解釈という問題ともなっている。

以上のような前置きののちに第3章「現存諸資源の配分」に入ることになるが、ここでの問題は生産諸要素を異った用途に配分する場合に、租税や経費はどのような効果を与えるかということである。この章の分析では生産諸資源の供給が与えられたものと前提している。すなわち労働力・貯蓄水準が一定におかれ、全体としての経済において資源の供給がゼロの弾力性をもつものとされる。また財務行政の能率および財政機構一定とする。さてこれらの前提のもとで、資源配分に与える租税と経費の相対的效果の問題は、まず民間部門における資源配分の決定条件を規定したのち、公共・民間両部門の相対的規模はどうあるべきか、また公共部門での経費の配分はどうなるかの三点に編成しなをされる。まず民間部門内部における資源の配分は、「理想的産出高」が達成されたとき最も能率的にみたされる。ここで理想的産出高とは、財・用役の需要と供給が完全市場にあるとき、消費者は消費財の限界価値とその価格比率が相等しく、生産者は限界収入と限界生産費とが相等しく、生産要素の供給者は彼らの用役の限界費用と彼らに与えられる生産的報酬とが相等しい状態が達成されたとき得られる産出高をさす。無差別曲線の用語でいうと、消費の限界代替率が市場における諸商品の価格比率と等しく、またこれと同時にその商品を生産する限界代替率とが等しい場合を示す。このとき他方において私的限界

生産費と社会的限界生産費の乖離がなく、また私的利益と社会的利益も一致していることが必要である。このような場合は、理想的産出高と現実の競争的産出高が完全に一致したときに成立するものであって、この理想状態は個人主義経済における消費者主権の優先という価値判断があることはいうまでもない。また理想状態が達成されているときには、ことさらに生産と消費の外部経済および不経済を、理想状態からの乖離をもたらすものとして強調する必要はないであろう。

さてこのようなとき直接税と間接税の資源配分に及ぼす効果は、いずれが過少な負担を与えるであろうか。これまで「間接税の超過負担」として、間接税が直接税より劣るという証明が与えられてきた。プレストは Dupuit や A. Marshall の消費者余剰概念を用いた分析を飛びこえて、M.F.W. Joseph の議論⁽⁵⁾から出発している。いま簡単にそれを紹介しておく、第一図のごとくなる。

第一図



いま資源配分が最適状態にあったとすると、同一の所得と同一の趣味をもつ社会の消費者は、X財・Y財を選択するにあたって、彼の消費無差別曲線 I と X・Y 二財の価格比率 AB とが一点で接する P₁ で X と Y の購入量をきめるであろう。つぎに X 財に物品税が賦課され、単位あたりの価格が高められ、

X・Y の価格比率は AC になる。消費者はこの価格比率と無差別曲線 II とが接する P₂ で X・Y 二財の購入量を決定せざるをえなくなる。このとき X 財に物品税をかけて、国庫に収められた税収は P₂ より X 軸と平行であって、以前の価格比率 AB と交わった距離 BB' で示される。ところがいまこの物品税収入と同額の収入を X・Y 二財の価格比率を変えない比例所得税によって調達したらど

(5) M. F. W. Joseph, "The Excess Burden of Indirect Taxation," *Review of Economic Studies*, Vol. 6, No.3 (June, 1939), pp.226—231.

うであろうか。これは AB と平行に P_2 を通って引かれた $A'B'$ 線で表わされる。消費者は一定パーセントの税率を所得額にかけられ、可処分所得の減少によって、無差別曲線 I よりは劣るけれども、II よりは原点から遠い III において二財の選択をよぎなくされるだろう。彼にとってもっとも満足の大きな点は P_3 である。以上のようにして物品税と比例所得税とを代替的に用いて同一の税収をあげる場合には、消費者満足の喪失は物品税のほうがより大きい。したがって所得税に代表される直接税のほうが有害な程度は少ない。

この議論では間接税の超過負担の回避、つまり同額の税収をあげるために、間接税が直接税より満足の喪失を大きくしないためには、代替の弾力性の小さな商品に課税した方がよいという政策的提案につながるのであるが、プレストはここではそれを述べず、続いて I. M. D. Little や M. Friedman による Joseph の議論の批判と発展⁽⁶⁾に進んでいる。すなわち第一図でのべられた議論を課税される場合市場の均衡の状態および租税の特定な形態から検討するために Little—Friedman の議論を示すのである。

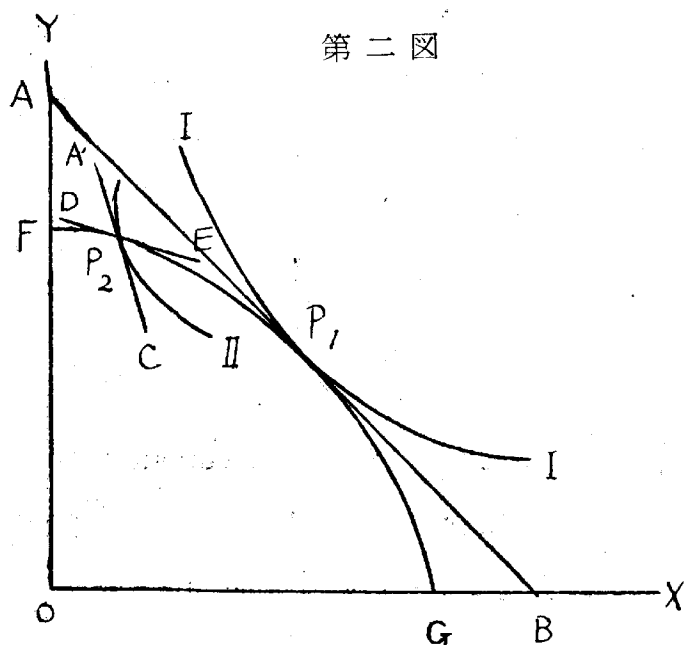
ここでのフリードマンの議論は生産条件を加味し、最適資源配分状態から出発していることにより、プレストの議論の進め方により適している。すなわち第二図で示されるように、I は代表的消費者の無差別曲線、 FP_1G は代表的生産者による $X \cdot Y$ 二財を生産した場合の転換曲線を示している。この場合、すでにのべたように、諸資源の供給は与えられたものとしているから、この制約のもとで生産可能な曲線を示す。二つの曲線は P_1 点で接し、この点を通る $X \cdot Y$ の価格比率 AB を共有することにより、生産者・消費者はともに均衡状態にある。いま直接税が課せられたとしよう。資源供給一定の仮定のもとでは、生産転換曲線は課税によって影響をうけない。課税による貨幣所得の減少は、技術的代替関係を示す FP_1G に影響しないからである。また租税収入を政府が支出したとしても、もとの状態と同じであろう。移転支出の場合民間部

(6) I. M. D. Little, "Direct versus Indirect Taxes," *Economic Journal*, Vol. 6, No. 243 (Sep., 1951). In *Readings in the Economics of Taxation* ed. by R. A. Musgrave and C. S. Shoup (1959), pp.123—131.

M. Friedman, "The 'Welfare' Effects of an Income Tax and an Excise Tax," *Journal of Political Economy*, Vol. 60, No.1 (Feb., 1952), pp.25—33.

R. A. Musgrave, *op. cit.*, pp.140—147.

門に一括交付金で支給しても、また政府が他の財を生産するために実質的に資源を吸収したときには、 $X \cdot Y$ 二財に加えて Z 財という新しい財の生産可能曲面を想定しなければならないが、第一次接近としては政府経費の種類を問わず



第二図

P_1 点は変わらないと想定してよい。ところが X 財に物品税が課せられたときは、事態が異なってくる。消費者は X 財の税込み価格と、 Y 財との価格比率に対応して、無差別曲線 I より劣った II において選択をしなければならなくなる。この場合の価格線は $A'C$ である。一方生産者は税込みの価格で生産量を決定するのでなく、税引きの価格

線 DE と FC との交点 P_2 で $X \cdot Y$ を生産することになるだろう。この P_2 における $X \cdot Y$ の生産量で消費者も彼の満足度を最大にするわけであるから、 P_2 は両方にとって均衡点である。しかし II は I より原点に近く、したがって間接税は直接税より劣った資源配分となり、市場価格と生産者価格とは異なりそこではもはや最適編成条件は満たされない。

第二図による説明は生産条件を導入したことによって、第一図の分析より一般性をはるかにましている。この図から一步をすすめて、 P_1 が最初の均衡点ではなく、 P_2 の状態にあったとしよう。このときには、上述の結論とは逆に間接税のほうが直接税より能率的な資源配分をみたす。なぜならいま P_2 の状態にあるとき、 Y 財に物品税をかけるならば、消費者にとっての価格線 $A'C$ の傾斜をゆるめ、生産者はより急傾斜となった価格線 DE のもとで $X \cdot Y$ を生産することになるであろう。そして新しい均衡点は P_1 に近づくことになる。一方 P_2 の状態にあるとき、直接税は上述の理由によってその均衡点を変えない。したがって間接税の資源配分効果は直接税より優れていることになる。 P_1 と P_2 とのいずれを現実の状態に近いものとみるかによって、この議論の政策的

提案は異ならざるをえない。恐らく P_2 点が現実に近いと考えられる理由は、私的限界生産費が価格と一致せず、生産者は限界収入と限界生産費を一致させるように産出高を調整する場合、たとえば独占の支配があるときなどがそうである。また社会的限界費用と私的限界費用および社会的利益と私的利益の乖離があれば、転換曲線は代表的生産者のそれと不一致を生じ、 P_2 点における資源配分状態の方がより多く現実に近い意味をもつであろう。

このように議論の出発点として、最適編成を達成していない均衡点 P_2 から始めるのが現実的であるが、いま仮りに最適編成状態にあった場合でも、理論的に資源の再配分を生じないと考えられた直接税、とくに所得税は果たして現実にそのような効果をもつように制度化されているであろうか。ここで著者は「所得税の不完全性」として、所得税がすべての所得に適用されていないこと(たとえば特別措置による免税所得とか農家の自家消費、あるいは大工の自家修理、また行政上捕捉困難な所得さらに所得と収益の概念上の困難など)をあげ、変動所得に対する累進課税が安定所得より負担の過重となることを指摘する。これらの所得税の不完全性は消費者需要の構造に影響を与え、これと生産条件との関係で資源配分を最適状態に維持できない理由である、という。

所得税はまた税率構成の点からも資源の最適配分を妨げる。たとえば供給を一定とした資源のうち、労働をとってみよう。この場合労働現存供給量が賃銀格差によって移動したとしても前提条件は変わらないと考えられる。いまA・B二つの職業がありAは週10ポンド、Bは週5ポンドの賃銀を支払っているとす。この5ポンドの格差は実質的労働条件の差に等しいものとする。一率に20%の比例所得税がかけられたとするとA職業の手取り賃銀は8ポンド、B職業のそれは4ポンドとなり、格差は4ポンドに縮まる。としたならば労働者は労働非効用に対する報酬が相対的に有利なB職業に移動するであろう。しかし人頭税としてたとえば一人あたり1ポンド10シリング賦課すれば、Aの手取り賃銀は8ポンド10シリング、Bのそれは3ポンド10シリングとなり、5ポンドの賃銀格差は前と同じであり、労働移動は生じないと考えられる。比例所得税と累進所得税では、前者の4ポンドの格差は後者のほうがさらに狭められるであろう。

つぎに資本の供給に与える所得税の効果はどうか。伝統的な期待の不確実性についての分析は貨幣所得の限界効用逡減の法則にもとづくものであった。いま4%の収益をうむ金縁証券と、4%を中心として±2%の変動の巾をもつ equity があるとする。そのとき投資家は後者よりも前者を選ぶであろう。なぜなら後者の場合6%の収益を生じたときの効用の増分は、2%になったときの効用の喪失を充分補償しえないからである。だからより危険な投資物件を買おうとするためには、6%の平均期待収益を生むように、さらにもっと危険の多い場合には8%のプレミアムをつけなければ、資金を吸収できないことになる。いまこの収益に対して50%の比例税がかげられたとすると、金縁証券と中位程度の危険をもつプレミアム格差は2%であったが、課税により1%の収益となり、また金縁証券とかなり大きな危険をもつ equity とのプレミアム格差は4%であったものが、2%に減少してしまう。この結果比例所得税は危険投資に対して差別的効果を大きくするのである。このような伝統的不確実性分析に対して、資本増価および減価を含めた不確実性分析もある。いまある二つの投資物件の収益の幅が±200ポンドおよび±600ポンドであったとしよう。プラス・マイナスいずれが発生するかの確率は同じものとしよう。このとき平均期待はゼロである。いま50%の比例税がかげられ+の収益ならば課税対象となり-の場合には税がかからないとする。±200ポンドの投資物件では課税の結果+100から-200に収益の幅が縮まり、平均期待は-50ポンドである。±600ポンドのそれは、+300から-600の幅となり平均期待は-150ポンドになる。課税のないときにはともにゼロの平均期待であったが、課税の結果危険の幅の大きなものについての収益格差は100ポンドも小となり、この場合にも危険度の大きな投資は差別される。だがこのような典型的なケースは、投資家の強気弱気によって、課税による純収益の減少に対し、もっと危険投資の幸運をあてにするか、逆に慎重に考えるかによって、危険投資は増加するとも減少するとも確定的にいえぬ。さらに一步を進めて、資本供給に与える効果の後者のケースではマイナスの収益があったとき、それは課税対象にならないものとされた。このように損失控除があるときとないときでは、損失控除のあった方が平均期待を、両者ともに定額の人頭税をかけた場合以下に減少させず、した

がって有利である。だがここで条件がつく。それは株主配当の平均化と、企業収益計算上の損失の繰越・繰上げを認める所得税法の規定である。この規定によって株主および企業者は収益期待を平均化できることになるであろう。

これまでは所得税の資源配分効果を取扱ってきた。つぎに所得税と支出税、所得税と資本税とを比較した配分効果がのべられる。支出税は貯蓄に課税しないことによって、危険資本の供給を増加させようという狙いをもつが、しかし損失控除を認める所得税では危険負担に対して悪い効果はない。また所得税と支出税とで、ともに同じ税収を得ようとするときプラスの貯蓄があるときには支出税率は高くなる。損失控除が認められないなら、現在消費を削減して危険負担を行なおうとするには、その報酬は小となり、また将来の消費のために危険負担を行なう交換条件は不利となるであろう。したがって支出税必ずしも所得税より有利な資源配分をもたらさないといえる。資本税と所得税ではどうか。錫鉱山に投資して100ポンド当り5ポンドをうけとる人と、コンソル公債200ポンドに投資して5ポンドをうる人があるとする。50%の所得税では両者はともに2ポンド10シリングをうけとるが、資本に対して2.5%の課税があれば、前者は2ポンド10シリング支払い、後者は5ポンド支払うことになる。手取り金額は前者の方がはるかに有利である。この結果資本税は所得税よりも危険投資を促進する刺激を与えることになる。

以上の直接税のタイプによる相対的資源配分効果を検討したのち、第3章の後半は間接税の資源配分効果をのべている。ここでは周知のマーシャル的需要・供給函数の弾力性係数の相異による消費者余剰・生産者余剰の税収以上の過大損失の分析が示される。結論は最初に資源配分が最適状態にあれば、需給の価格弾力性の小なるものほど最適配分をゆがめないが、弾力性係数に応じて物品課税の税率構成を組立てることは不可能である。不完全競争の場合には、マーシャルのいったように収穫逦減企業に課税し、逦増企業には補助金を与えて最適配分に近づけるといふ命題は一見妥当なようにみえるけれども、逦減のケースでは生産要素の稀少性によるものがあるかもしれない。選択的租税政策および補助金支給が、かえって妥当となるかもしれない。間接税に含まれる資本財課税では、家屋やビルディングの年々の用役需要だけが重要であって、これら

の供給の弾力性は小であり、課税の結果資源配分の歪曲効果は少ないとみてよい。だが長期的な建築物用役の供給は、課税によって減少してゆくかもしれない。私にはいずれにせよ需給の弾力性係数による資源配分効果は短期的にも長期的にも不確定な結論しか出せないように思えた。

第3章の最終部分は公共部門の規模決定の問題である。私はサミュエルソン⁽⁷⁾—マスグレイヴ流の公私両部門の厚生経済学的な相対規模の決定を期待したのであるが、この部分では財政の民間部門への干渉についての政治的・哲学的要件の整理が行なわれているに止まる。最後の公共経費の配分原理では、社会的利益を極大化するように配分せよという命題に要約されるが、社会的評価の形成には voting による選好決定が必要であるといい、ここで経済理論と政治理論の境界に近づいたとして筆をとめている。

Ⅲ

租税の資源配分効果の検討を終って、つぎに配分効果の分析では一定とされていた資源の供給に与える効果に移る。この第4章では、この章で分析の対象となる資源供給という概念の場を最初に与えておかななくてはならない。ここでいう資源とは労働と資本である。そしてそれらに与える租税の効果が作用する範囲は、労働についてはその存在量の増減ではなく、労働利用度の変化であり、資本については逆に資本利用度の変化ではなく、その存在量の変化である。ここに労働利用度の変化とは、非自発的失業の雇用問題は次章のテーマにゆずり摩擦的および自発的失業者の就労条件に与える変化をさしている。また資本存在量の変化とは、貯蓄性向の変化と併列的にのべられる。貯蓄水準の上昇がただちに資本供給の増加となって現われるには、さらに次章でのべる投資水準の増加をみななければならないが、ここでは貯蓄水準の上昇は潜在的に資本設備の増加となるものとして取り扱っている。また労働と資本の供給は移民および外

(7) P. A. Samuelson, "The Pure Theory of Public Expenditures," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 36, No. 4 (Nov., 1954), pp. 387—9.

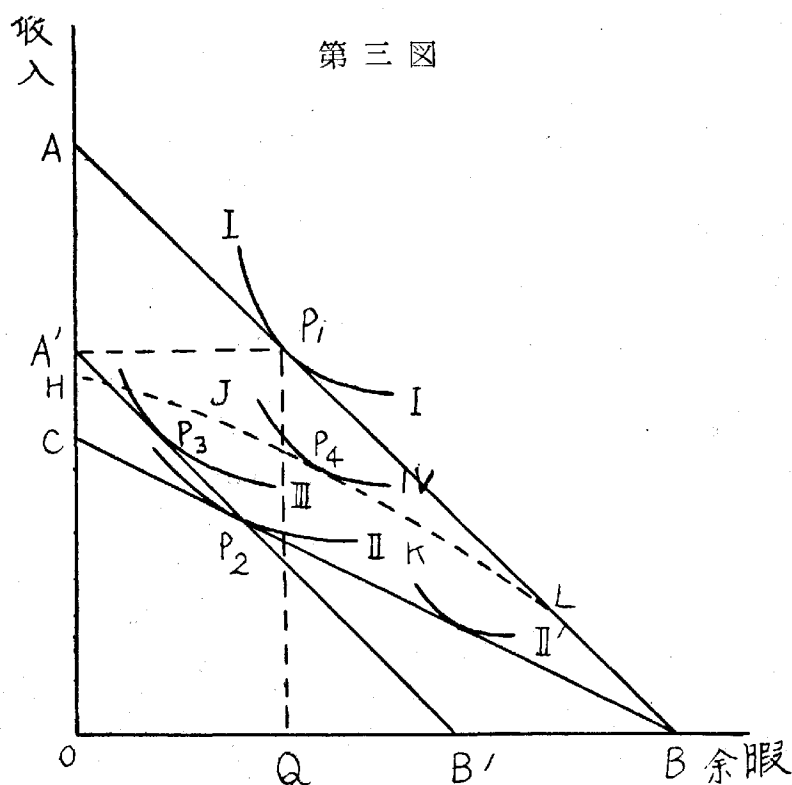
——, "Diagrammatic Exposition of a Theory of Public Expenditures," *ibid.*, Vol. 32. (Nov., 1955) pp. 350—6.

Musgrave, *op. cit.*, pp. 80—4.

国資本の投入などの、国際的移動もありうるけれどもここでは取り扱わない。

資源配分ではまず最適配分状態を理論的に措定して諸税の相対的効果をみたが、労働と資本についての最適人口・最適資本量という概念は、難点が多いためここでは規準として用いることはできない。ただ労働については、これまで無差別曲線を用いて比較的正確に取り扱われてきた。そこでまず労働供給に与える諸税の効果を概観しよう。

ここで用いられるのは、H. P. Wald の議論である⁽⁸⁾。第三図をみよう。労働



利用度の変化は賃銀と余暇の配分決定によって示される。前提として労働者が好むだけの労働量を無限に小さく変化できるとする。賃銀と余暇の価格線はABによって示される。彼の最適配分状態は賃銀と余暇の無差別曲線Iとの接点P₁で示される。その点で彼はBQの余暇を犠牲としてP₁Qの賃銀をうる。いま賃銀に対して50%の比例所得

税がかけられたとすると、手取り賃銀と余暇との価格線はBCに移動し、彼の配分点はP₂に移る。このためP₁よりはいっそう余暇を犠牲として働くと同時に、以前よりは少い手取り賃銀を受取ることになる。比例所得税はこの場合あきらかに労働と余暇の配分に歪曲効果を与える。しかしこの比例所得税と同じ収入をもたらす、価格線に変化を与えない人頭税では、P₃点で配分することになり、この場合にはさらに働くことになるとともに手取り収入は比例所得税より大きい。プレストは示していないが累進所得税の場合の価格線はHJKLの

(8) H. P. Wald, "The Classical Indictment of Indirect Taxation," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 59, No. 4 (Aug., 1945), pp. 577—596.

ような折れ線で示され、所得階層の上昇ごとに手取り賃銀は平準化される。⁽⁹⁾したがってこの図では人頭税・比例所得税より上位の無差別曲線上にある。だが人頭税・比例所得税・累進所得税のいずれを課したとしても、無差別曲線との接点は、必ずこの図のごとくなくなるときまっているわけではない。II'のごとき状態で接するかもしれない。したがってこの分析からいえることは課税は余暇と労働の配分を変化させるであろうということのみであって、労働に対して *incentive* な効果を与えるか *disincentive* な効果を与えるかはもっと別な条件が必要である。ただ一般的にいて、比例所得税では限界税率と平均税率が等しく、累進所得税では限界税率が平均税率より高いのであるから、収入の増加分がともに一定であるとすれば、累進課税の場合のほうが余暇を選択する度合は大きくなるであろう。とくに基礎控除をこえた点では、労働より余暇を好む代替効果は大きく働くであろう。

所得税と消費税とでは労働供給に対してどちらが *disincentive* な効果をもつか。伝統的にいわれてきたところでは、両税とも同じ収入をあげ限界・平均税率が同じであれば、労働供給に対しては同じように阻害的であるとされてきた。しかし所得税がかかるならば、収入の代替財は余暇しかありえず、物品税では税のかからない他の財貨・用役と代替される傾向は大きい。一般に消費税は低い累進度しか税制上とれないため、低度の累進税では労働の阻害的效果は心配する必要はないであろう。

第5章所得修正(*Income Correction*)という題名の一章は、前にものべた通り J. M. ケインズに始まったフィスカル・ポリシーを取り扱っている。イギリスにおいてはフィスカル・ポリシーを財政学体系のなかに含めている研究は A. C. ピグーや U. K. ヒックスの著作のなかにみられるが、第二次大戦後この国のフィスカル・ポリシー研究は必ずしも多いとは思われない。⁽¹⁰⁾ プレストのこの章は、ケインズ経済学の初歩から説明しているものではなく、国民所得の変動を修正するための諸手段の相対的效果の分析というテーマに限られてい

(9) *Ibid.*, p.590.

(10) たとえば A. R. Ilersic, *Government Finance and Fiscal Policy* (London : Staples, 1955), がある。

ることでは、アメリカのケインジャンの行き方とは少し趣きが違っている。まず政府が財政収支を操作して貨幣国民所得の安定と長期的成長をはかることをテーマとし、所得分配・労働努力を一定とし、投資と消費支出は可処分所得・会社貯蓄および独立要因の函数であると前提する。またその他の前提条件には貨幣供給が利子率の変動を防ぐように充分伸縮的に行なわれ、政府支出と政府収入は、それぞれ一方を取り扱うときに他方を一定と考えること、封鎖体系をとることなどがあげられる。つぎに政府の財貨・用役支出が与える所得造出力は第一次、第二次的乗数効果をもち、移転支出の間接的乗数効果、減税によるさらに小さな間接効果、減税によるさらに小さな間接効果の順に財政収支の所得造出効果を説明し、そののちに上にあげた六つの前提が変化したときの所得への効果の一つづつ述べている。続いて財政収支が貨幣国民所得に影響を与えることが理論的に確かであっても、諸手段がもっとも有効でありうるためには、どのような規準が必要か、またその規準に照してどの手段が効果的かというテーマに入る。そしてここで景気対策と成長政策とを区別し、主に前者を詳しくのべたのち、長期政策はその応用論として取り扱われる。

現実の貨幣所得の波動をちょうどその規模においても、また時間的にも相殺し、同時にその相殺が経済機構内部の構造的伸縮要因によって自動的に行なわれるならば、景気対策としてもっとも輝かしい成功を収めるに相違ない。Size, automaticity, timing の三つの要件は、フィスカル・ポリシーの有効性の規準である。とくに timing については、ブームやスランプに入ったことを認知するのに時間的ずれ (recognition lag) があるし、それを認めたのちある財政手段を適用するのに行政的なずれ (administrative lag) もある。またその対策が経済に与える効果の発生にも遅れ (operational lag) がともなう。

このような規準から個々の租税の性質をみてゆくと、所得税は現在の徴税機構のもとでは比較的有効度が大きい。ただしこの所得税というのはイギリス型のそれであって、詳細にみるならば、個人所得税と法人所得税に分けなくてはならない。租税収入に占める所得税の比重は、1958年度で45.4パーセントであり規模⁽¹¹⁾のうえからまた所得税納税人員の点から第一の規準にかなうものがある。

(11) A. R. Prest, *Public Finance in Theory and Practice*, p.158, Table 3.

る。自動性については、累進的租税構造および源泉徴収制度のうえからそれに適する点をもつ。だが法人部分には損失の繰越が繰上げより多かったときとか後入先出法が先入先出法より資産評価を少なくみることなどの理由によって、個人課税部分よりは安定要因として劣る点もある。所得税に続いて支出税の検討が行なわれるが、消費支出の安定性という点から、ブームにもスランプにも税収の自動性は充分とはいえない。間接税ではどうか。もし適用される商品を広汎に選び、従価税を多くした需要の所得弾力性が高い商品を重課すれば、税収の規模からもまた自動性からも望ましいといえる。しかし好況・不況に即応した税率の変更とそれに対する一般大衆の反応には、かなりの時間のずれがあると考えられるから、景気対策としては所得税より有効とは思えない。ただし間接税的な効果分析としてここでのべるのに適当なのは、投資財に対する間接税賦課と投資控除とである。後者は投資支出のある部分を減価償却と合して経費として計上する方式であるが、その一例としての初期償却はある程度有効である。加速償却だけでなくその逆の繰延償却が1951年カナダで採用され、また1955—7年にスウェーデンで投資控除とは逆の資本財課税が行われたりした好況対策の例をプレストは紹介している。一方財政支出面では伝統的な公共事業対策の有効性および政府の公営企業における赤字支出、政府による国内原料ストックの調整方式などが理論的にみて有効であろうとのべられている。最後は安定成長の財政政策であるが、完全能力産出高の成長率と有効需要の成長率の乖離是正のために、そのおのおのに対する方策として上述の諸手段がもたらす効果論を応用してのべている。

第6章の公平論は租税原則の中心問題となるべきものであるが、プレストはピグー、エッジワースの最少犠牲説に対して、まったく否定的である。それは犠牲説の前提となっている個人間の効用比較可能と所得効用曲線の逡減とは採用しえないという理由による。公平論に代って著者は種々な租税の実質所得への配分効果を、一般的均衡理論の立場から分析しようとする。だが私の率直な感想では一般均衡理論の分析による租税の実質的な帰着論は、公平原則論よりはるかに不確定なものではなからうかということである。事実このテーマはまだ論争の段階にあって、プレストの分析も case by case に詳細をつくしている

が、結果的にはこのようにいわざるをえない。

IV

さて以上のようなプレストの財政の経済理論の展開は、方法的にみてどのような特色があるであろうか。第一にそれはいちじるしく経済理論的であるということである。このことは従来の財政学、とくにドイツ流の財政学とはまったく性格を異にしている。財政学においても「均衡と決定」を取り扱うという近代経済学の応用を、私は本書に感ずる。もとより租税の帰着あるいは資源の配分に与える国家経費の役割などについては、不決定な範囲と性格をのこしてはいる。だが取り扱う限り本書は徹底した理論的態度をくづしていない。この態度は第二の特色につながる。すなわち価値判断あるいは政治的意見の排除ということである。第一の特色からみると当然のことなのであるが、これまでの租税原則論を中心とした財政学からみると、むしろ注目すべきことといわなければならない。ただ本書において価値判断があるとすると消費者主権の優越ということであろう。これを認めるのに私もやぶさかではないが、そこに一つ問題があるように思える。公平論をなんらかのかたちで認めない財政学は成立しうるだろうか。プレストの公平論は犠牲説の否定的展開に始まって、租税の分配効果で終わっている。この点は犠牲説の前提に対して難点は認めながらも、公平に取り扱うことを止めた政治生活は政治的自殺を意味するというマスグレイヴのほうが、私にはより財政学という分野では適切な態度であるように思える。プレストには犠牲説を否定する意見がみられると同時に、社会的利益を極大化するような経費種目の構成をのべているところがある。この点では voting による社会的評価の形成によることの必要性を認めるが、voting は必要ではあっても必ずしも十分に政治的意見の一致を説明できる場合ばかりあるのではない。プレストはここで政治論に立ち入ることを避けているが、マスグレイヴはむしろ積極的に取り入れている。その結果総てではないとしても、新厚生経済学よりは旧厚生経済学の態度に賛意を示している。第三の特色は財政の経済理論自体の方法である。それは初めに財政の介入していない場合の民間部門における資源のあるいは労働の最適配分を考察したのち、case by case に租税の、

あるいは経費の修正効果を追ってゆく方法である。これは理論分析全体をつらぬく手法であったといってよいであろう。そこにみられるものは、第二点の特色とあいまって相対的な判断の態度であろう。ある人はこれを頭脳の体操と呼ぶかもしれない。だが私にはこの体操が価値判断をあくまで排除したうえで価値判断の必要性和限界を知るために大切な仕事ではないかと思われる。プレストの書物はその意味において近代理論にもとづく財政学として、マスグレイヴに続く包括性をもっていると思っている。

(35. 12. 30)